(質問の

五七)

## 内閣衆質第五七号

昭和和二十六年一月二十二日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 幣 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出九十九里浜沿岸漁民の損失補償に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議 院議員横田甚太郎君提出九十九里浜沿岸漁民の損失補償に関する質問に対する答弁書

本件損失補償 の経費につい ては、 昭 和二十五年七月二十一日 の閣議にお いて終戦処 理費をも つて支出

その線に沿い終戦処理費業務費として予算を計上し、

昭和二十五年十

一月九

日

第九国会において可決成立したものである。

することに決定したので、

損失補償金  $\mathcal{O}$ 配 分方法については、 その大綱について交付要綱をもつて明示した上実際の配 分につい

7 は、 関 係県主務部長を負担行為担当官に任命 Ĺ 玉 [の事] 務を委任したものであ るが、 御質問 の千 葉県

下における舟子と網 元 0 配分比率については、 経営者側及び従業員 (側からそれぞれ代表 0 委員 がでて決

定 した筈である。 なお、 こ の 点に関する政府の監督としては配分事 務が完了次第一 定様式 の報告 1書を徴

することとしている。

三 補償 金の分配をめぐつて不正事実があつたということは未だ聞いていないし、 又ないことを信じてい

る。

右答弁する。